

## 平成23年度に係る行政監査の結果に対する措置状況

### 第1 監査の結果の報告

平成23年度に係る監査の結果については、平成24年9月4日に議会、知事及び関係のある委員会に報告（平成24年9月4日付け北海道公報第2410号で公表）した。

### 第2 監査テーマ

税外諸収入の収入未済金に係る徴収事務等について

### 第3 監査対象部局

別紙のとおり

### 第4 監査の結果に基づき講じた措置

各収入金ごとの改善意見に対する措置

改善を要する事項	左に対する措置
<p>(1) 中小企業高度化資金貸付金収入 （中小企業近代化資金貸付事業特別会計）</p> <p>(ア) 債権について 《監査結果》</p> <p>a 借受者の返済能力の確認が不十分なもの 貸付金の償還に当たっては、貸付決定後、20年以内（据置期間3年以内）に償還することになっているが、償還開始当初から滞納しているものや償還開始前に貸付先が倒産しているものがあり、借受者の返済能力の確認が不十分と認められるものがあった。</p> <p>b 貸付けの当否に係る経営分析指標等が明らかとなっていないもの 貸付けに当たっては、借受者の事業の計画の妥当性や返済能力について、事前に中小企業診断士の診断を受けることとされており、診断の結果、改善を要する点を指摘された場合においては、改善に係る措置状況を提出させ貸付決定しているが、貸付けの当否に係る経営分析指標等が明らかとなっていないものがあった。</p> <p>c 滞納時に貸付決定の是非を検証していないもの 貸付決定時においては、中小企業診断士による経営分析等に基づき、貸付先の返済能力の確認が行われているが、滞納が生じた時点において、貸付当初の経営分析等の妥当性について検証されていなかった。</p> <p>d 連帯保証人の保証能力について確認困難となっているもの 連帯保証人は貸付けを受ける企業協同組合の役員等であるため、貸付先の事業業績が悪化した場合は、連帯保証人の保証能力も低下すると認められるが、貸付決定時において、連帯保証人の保証能力について明らかになっておらず、確認が困難となっているものがあった。</p> <p>e 物的担保が不足しているもの</p>	

物的担保の設定については、平成17年3月31日までは北海道中小企業設備近代化資金等債権管理事務処理要領に基づき、平成17年4月1日以降は北海道中小企業高度化資金債権管理指針に基づき行われているが、破産処理等に伴い、担保物件を処分しているものの中には、後発的事由により、回収した配当額が債権額の5割にも満たないものが見受けられ、担保価値が不足していると認められるものがあった。

また、担保物件の競売・任意売却を検討しているものあって、買取先の見込みがなく、処分困難となっているものがあった。

《改善意見》

- a 貸付けに当たっては、借受者の返済能力の確認を十分行うこと。
- b 貸付けの当否に係る経営分析指標等について明らかとすること。
- c 今後、滞納が発生した場合にあっては、当初の貸付決定に問題がなかったか検証すること。
- d 連帯保証人の保証能力について確認を十分行い、確認した内容について明らかにしておくこと。
- e 貸付けに当たっては、十分な物的担保を確保すること。

(イ) 徴収について

(改善意見なし)

(ウ) 徴収体制等について

(改善意見なし)

- a 貸付けに当たっては、中小企業診断士の診断結果や借受者から財務諸表の提出を受けて、借受者の返済能力の確認を十分に行うこととしました。
- b 貸付けに際しての経営診断勧告に対する貸付先からの措置状況については、より具体的な改善事項を記載させ、再度、中小企業診断士とともに、売上見込額やキャッシュ・フローなど、経営指標の基となる数値を精査し、計画の妥当性を検討することとしました。
- c 今後、滞納が発生した場合にあっては、貸付当初の経営分析結果と延滞に至った原因との関係を検証し、必要に応じて、新たな貸付けに際しての経営分析等に反映します。
- d 連帯保証人の保証能力については、所得証明書、納税証明書、預貯金額などの提出を求め、十分確認するとともに、確認した書類を保管し、その内容を明らかにすることとしました。
- e 貸付けに当たっては、貸付後における債権管理に支障を来さないよう担保価値を確認し、十分な物的担保を確保することとしました。  
また、必要に応じて連帯保証人から追加で担保を徴するなどの措置を講ずることとしました。

(2) 中小企業設備近代化資金貸付金収入  
(中小企業近代化資金貸付事業特別会計)

(ア) 債権について

《監査結果》

- a 借受者の返済能力について確認できないもの  
近代化促進診断において、借受者の返済能力について問題なしと判定しているが、その根拠について記録した書面がなく、借受者の返済能力について確認できないものがあった。
- b 連帯保証人の保証能力について確認できないもの  
近代化促進診断時に、貸付申請者から連帯保証

人の資産、負債、所得等の状況を聴取することとされているが、聴取した内容について記録した書面がなく、連帯保証人の保証能力について確認できないものがあった。

また、貸付決定後、連帯保証人から連帯保証確認書を提出させるとともに、債務保証能力を証する書面（前年の所得証明書、身分証明書、住民票抄本）の提出を求めることとされているが、当該書面がなく、提出されたか確認できないものがあった。

《改善意見》

本貸付金は平成11年度で貸付けを終了しているが、今後、類似の貸付金を創設する場合には、貸付決定に係る文書について保存・整理を適切に行うこと。

(イ) 徴収について

《監査結果》

a 滞納整理票を整備していないもの

収入未済金については、出納局長通知により滞納整理票を作成して処理経過等を記録し収納管理を行うこととされているが、督促や催告などこれまでの交渉経過等については決定書や報告書等により整理・保存しているのみで、滞納整理票を作成していなかった。

b 催告を適切に行っていないもの

分割納付が可能な債務者以外の債務者に対して、長期間催告などが行われていないものがあった。

c 滞納者の資力等を把握していないもの

平成19年度に連帯保証人等に係る調査を実施し、納付意識や資力等を把握したが、その後は滞納者の資力等を把握していないものがあった。

d 返済計画を口頭で確認し納付書を送付しているもの

分割納付の可能な債務者については、当該年度における返済計画について電話により協議しているが、返済計画書を文書で徴することをしておらず、電話で確認した内容に基づいて納付書を送付していた。

《改善意見》

a 滞納整理票を作成して処理経過等を記録し、収納管理を適切に行うこと。

b 債務者に対する催告等については、文書や電話などにより適期に効果的な方法で行うこと。

c 連帯保証人の資力等を適期に把握し、必要に応じ催告等を行い、収入確保に努めること。

d 分割納付が可能な債務者からは、書面により分割納付計画書を徴し、徴収事務を適切に行うこと。

今後、類似の貸付金を創設する場合には、貸付決定に係る文書について、適切な保存・整理に努めます。

a 滞納整理票については、これまで実施してきた督促や催告等の処理経過を記録・整備し、収納管理を適切に行いました。

b 債務者に対する催告等については、本年度中に債務者の現況を調査し、文書や電話などにより適期に効果的な方法による催告を実施します。

c 連帯保証人の資力等の把握については、本年度中に現況を調査し、必要に応じ連帯保証人へ催告等を行うこととし、収入確保に努めます。

d 分割納付が可能な債務者からは、本年度中に電話による納付計画の聴取に基づき、書面による分割納付計画書を徴することとし、効果的な収入確保に努

<p>(ウ) 徴収体制等について (改善意見なし)</p>	<p>めます。</p>
<p>(3) 中小企業設備合理化資金貸付金収入等</p> <p>(ア) 債権について</p> <p>《監査結果》</p> <p>a 借受者に係る返済能力などの確認が不十分なもの</p> <p>借受者が対象設備を購入するに当たっては、道の貸付けが購入費用の100分80以内の額であることから、貸付金以外に借主が2割以上負担する経営能力がなければならないが、この2割の負担を他からの債務によっているものか確認がされていなかった。</p> <p>また、中小企業設備合理化促進条例では、必要があると認めるときは、機械等購入資金の貸付けを受ける者から当該対象機械等を担保として提供させることができるとされているが、担保を求める基準が明確となっていなかった。</p> <p>b 借受者の返済能力について確認できないもの</p> <p>借受者の返済能力を確認するため、貸付時に、財産目録、貸借対照表、損益計算書等を提出させ、経営内容を確認したり、資産などの内容（平均月収、保有不動産等）について、借受者の自己申告により確認しているが、借受者の返済能力について判断した書面がなく、返済能力についてどのように判断したのか確認できないものがあった。</p> <p>c 物的担保の設定状況が確認できないもの</p> <p>貸付金により導入した設備に対する譲渡担保権の設定に係る書面がなく、設定状況について確認できないものがあった。</p> <p>《改善意見》</p> <p>本貸付金はすでに貸付けを終了しているが、今後、類似の貸付金を創設する場合には、借受人の返済能力について十分確認して貸付けを行うとともに、物的担保を求める基準を明確にしておくこと。また、貸付決定に係る文書について保存・整理を適切に行うこと。</p> <p>(イ) 徴収について</p> <p>《監査結果》</p> <p>a 債務者の状況を把握していないもの</p> <p>分割納付をさせているもので、計画どおり納入されていないにもかかわらず、債務者の状況を確認していないものがあった。</p> <p>b 連帯保証人に対する催告が不十分なものなど</p> <p>連帯保証人に対する催告が不十分となっているものや死亡した債務者の相続関係の調査が不十分となっているものがあった。</p> <p>c 滞納整理票を作成していないものなど</p> <p>滞納整理票を作成していないものや作成のされているものにあつて債務者との交渉経過等の</p>	<p>今後、類似の貸付金を創設する場合には、借受人の返済能力について十分確認して貸付けを行うとともに、物的担保を求める基準を明確にします。</p> <p>また、貸付決定に係る文書については、適切な保存・整理に努めます。</p>

<p>記録が不十分なものがあつた。</p> <p>d 督促の状況が確認できないもの 督促を行ったことに関して記録された書面がなく、時効の中断等を確認できないものがあつた。</p> <p>《改善意見》</p> <p>a 分割納付計画どおりに返済されていない債務者に対しては、速やかにその状況を確認し、催告や納付計画の見直しなど必要な措置を行うこと。</p> <p>b 催告が不十分となっている連帯保証人については、連帯保証人の現況を確認し、必要な措置を講じること。 また、死亡した債務者の相続関係の調査が不十分なものについては、調査を行い、必要な措置を講じること。</p> <p>c 滞納整理票を作成して処理経過等を記録し、収納管理を適切に行うこと。</p> <p>d 督促に係る文書について保存・整理を適切に行うこと。</p> <p>(ウ) 徴収体制等について (改善意見なし)</p>	<p>a 分割納付計画どおりに返済されていない債務者に対しては、面談を実施するなど速やかにその状況を確認し、催告や納付計画の見直しなどの必要な措置を行うとともに、納付履行中の債務者についても、今後の納入予定を確認するなど、全債務者の状況を確認します。</p> <p>b 催告が不十分となっている連帯保証人については、本年度内に面談を実施して現況を調査するなど、必要な措置を講じます。 また、死亡した債務者の相続関係の調査が不十分なものについても、現況を把握した上で、文書や電話による催告等を実施します。 これまでも、戸籍調査を全件実施し、相続関係の調査も実施しました。</p> <p>c 滞納整理票については、これまで実施してきた督促や催告の経過を記録・整理し、収納管理を適切に行いました。</p> <p>d 督促に係る文書については、滞納整理票等に記録・保存し、時効中断の時期を明確にします。</p>
<p>(4) 母子福祉資金貸付金収入等 (母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計及び一般会計)</p> <p>(ア) 債権について 《監査結果》</p> <p>a 貸付けの必要性等について、明らかとなっていないもの 当該貸付事業については、母子及び寡婦福祉法により行われているものであることから、道独自の基準の設定等が困難である側面も認められ、道では母子家庭であるなど要件を形式的に満たす場合には貸付決定することとしているが、所得の上限額を設定していないため、一部、高額所得者等に対する貸付けが行われるなど、貸付けの必要性について、明らかとなっていないものがあつた。</p> <p>b 類似の資金の借入れについて、確認を行っていないもの 母子寡婦福祉貸付金修学資金の貸付けにあたり、独立行政法人日本学生支援機構から貸付けを受けている者に対しては、修学資金貸付一般限度額と、特別限度額の差額を限度として、これを貸し付けることができるが、当該奨学金による貸付けの有無を確認せずに貸付けを行っているものがあつた。 また、道の介護福祉士等修学資金や財団法人</p>	

北海道高等学校奨学会からの貸付金の他、社会福祉法人北海道母子寡婦福祉連合会、社会福祉法人北海道社会福祉協議会、市町村、学校法人などが独自に行っている貸付制度についても、その借入れについて確認しないまま貸付けを行っているものがあり、必要額以上の貸付けが行われる問題とともに借受者の返済時の過重な負担となる問題が認められた。

c 貸付金の使途を確認していないもの

就学支度資金の貸付けにおいて、申請時に貸付金の使途が分かる書類を提出させることとされているが、道において共通様式を定めていないため、使途の詳細について、記載されていないものがあるなど、貸付金の使途を確認していないものがあった。

d 貸付金の目的を一部、達していないものなど

平成22年度の就学支度資金の貸付において、同支度資金は平成23年4月からの入学に当たって、事前に要する入学金等の費用に充てることを目的に貸し付ける貸付金であることから、遅くとも同年3月末までには貸付けが実行されるべきであるが、予算が不足したことにより、翌年度予算により同年4月に貸付けを行っているものがあった。

e 特別会計から一般会計への科目更正を行っているものなど

平成20年度貸付事業特別会計の貸付金の増加や償還金の減少により、決算見込において、歳出が歳入を上回ることとなったため、所管部の指示により、平成20年度予算から支出した貸付金を取消して21年度への年度更正を行っているものや、特別会計において支出した旅費や役務費を一般会計へ科目更正を行っているものがあった。

f 貸付決定の当否に借受者の返済能力を反映していないもの

借受者の返済能力の有無の判定については、貸付申請書に月収等を記載させるほか、償還計画書を提出させ、源泉徴収票、課税証明書等により確認を行うこととしているが、借受者に係る収入基準は設定されておらず、必要な書類が整っている場合は形式的に貸付決定が行われている。

そのため、既に母子寡婦福祉資金貸付金の借入れを受け、返済が滞っている者への追加貸付や生活保護受給中である者への貸付け、償還時に月の返済額が月収の70%程度を占めることとなる者への貸付けなど、貸付決定時において、将来的な返済が困難又は期待できないと認められる貸付けが散見された。

g 貸付決定時の面接調査が行われていないものなど

貸付申請書については、市町村や社会福祉協

議会を経由して提出されるもののほか借受者から直接、郵送されるものがあるが、面接調査が行われない場合は、形式的に貸付決定が行われるため、貸付けの経緯等が把握できないものがあった。

また、貸付決定に当たり、振興局職員や市町村職員が面接調査を行っているものがあるが、審査内容等が記録されておらず、貸付けの経緯等が把握できないものがあった。

h 貸付決定の当否に係る基準等を設けていないものなど

貸付決定を行う場合の借受者の収入額の下限や他の借入金等を含めた将来的な返済の可能性等について、総合的に判断する基準を設けておらず、また、原則的な考え方も示していないため、振興局等によっては、貸付けの当否の判断が分かれるケースがあるものと認められたが、それらについて、客観的な判断を下すための協議等を行わずに決定を行っているものがあった。

i 貸付申請時の提出書類が区区となっているもの

貸付申請時において、申請者に提出させる申請書の添付書類が振興局等によって区区となっているものがあった。

j 貸付申請時に借受者の他の債務等を確認していないもの

借受者の他の借入金や税、公共料金等の債務の有無について、把握を行っていないものや把握を行っていても、その債務に係る内容や未納状況等を確認していないものがあった。

k 連帯保証人の所得基準が設定されていないもの

貸付申請時には、連帯保証人の所得証明書等を提出させているが、連帯保証人の所得基準は設定されておらず、貸付けの当否に反映させていないものがあった。

l 連帯保証人の相互保証を認めているもの

貸付けを受けようとする者が、他の貸付けを受けようとする者の保証人になること、いわゆる、相互保証を認めているが、二人の借受者が相互に保証人となっているもので両者が滞納しているものがあり、その際の保証能力の有無について、確認困難となっているものがあった。

《改善意見》

a 貸付決定時において、貸付けの必要性等を明らかにするよう検討すること。

b 借受者に係る類似の資金の借入れ状況について、確認を行うこと。

a 「北海道母子・寡婦福祉資金貸付事務取扱要領」を改正し、貸付けに当たっての基本的考え方及び貸付時の判断要件とする項目を新設し、貸付けの必要性について、より厳正に判断することとしました。

b 「母子及び寡婦福祉法施行細則」を一部改正し、申請者の他の借入状況に関し、申請時点における母子寡婦福祉資金の滞納額も含め、貸付申請書に具体的記述を行うよう様式改正を行いました。

- c 貸付決定時において、借受者に係る貸付金の使途を確認すること。
- d 貸付金の目的に沿うよう適期に貸付けを行うこと。
- e 予算の執行管理を適切に行うこと。
- f 貸付決定の当否に借受者の返済能力を反映させるよう検討を行うこと。
- g 貸付決定に当たっては、原則、面接を行い、その結果を記録すること。
- h 貸付決定に当たっては、貸付基準等の考え方を示すとともに審査票を作成し、決定の判断が困難なものについては、組織的に審査するよう検討すること。
- i 貸付申請時において、必要な提出書類を統一するよう検討すること。
- j 借受者に係る他の債務の有無や未納状況等について、把握を行うこと。
- k 貸付決定の当否に連帯保証人の返済能力を反映させるよう検討を行うこと。
- l 貸付けを受けようとする者が、他の貸付けを受けようとする者の保証人になることの是非や貸付けを受けている者が他の借受者の連帯保証人となっていて、滞納となった場合の連帯保証人の変更等について、検討を行うこと。

(イ) 徴収について

《監査結果》

- a 個人別の滞納額や返済額の把握を行っていないもの

貸付決定1件ごとの滞納額や返済額については、母子福祉資金償還システムにおいて出力される貸付台帳により把握しているが、個人別の滞納額や返済額を把握する仕組みとなっておらず、また、実施機関である振興局等においても把握していないところがあった。

また、パソコンの表計算ソフトにより、借受者ごとの滞納額等を把握している場合であっても、日々の管理を行っていないため、借受者ごとの貸付額や収入未済額の確認が困難となっているものがあった。

- c 「母子及び寡婦福祉法施行細則」を一部改正し、申請書添付書類として、資金の使途内訳様式を新設し、個別経費名及び金額を全て詳細に記載させるなど、使途の確認を徹底することとしました。
- d 貸付金の目的に沿った適期の貸付けができるよう、各（総合）振興局から収支状況（計画と実績）を報告させ、それに応じて資金配当を行うなど、計画的な貸付け及び資金収支管理の徹底を図りました。
- e 予算に不足が生じないよう、各（総合）振興局から収支状況（計画と実績）を報告させ、それをもとに資金収支の均衡の維持、資金管理の徹底を図りました。
- f 「北海道母子・寡婦福祉資金貸付事務取扱要領」を改正し、貸付決定時の判断の目安とする項目として所得要件を新設するなど、借受者の返済能力を考慮した貸付決定事務を徹底することとしました。
- g 「北海道母子・寡婦福祉資金貸付事務取扱要領」を改正し、新規申請時には原則として面接調査を行い、その結果の記録を必ず行うこととしました。
- h 「北海道母子・寡婦福祉資金貸付事務取扱要領」を改正し、貸付の基本的考え方及び貸付時の判断要件とする項目を新設するとともに、審査票の様式を示し、貸付趣旨に沿った適正な審査、貸付決定を行うこととしました。
- i 「母子及び寡婦福祉法施行細則」を一部改正し、申請書添付書類の統一を行いました。
- j 「母子及び寡婦福祉法施行細則」を一部改正し、借受者の負債及び滞納額等を貸付申請書に詳細に記述させることができるよう様式改正を行いました。
- k 「北海道母子・寡婦福祉資金貸付事務取扱要領」を一部改正し、連帯保証人の保証能力についての規定を新設しました。
- l 「北海道母子・寡婦福祉資金貸付事務取扱要領」を改正し、相互保証の場合にあっても、連帯保証に準じて保証能力の有無を判断することとしました。



- b 所在不明者に係る調査を行っていないもの  
滞納者が所在不明となった場合において、転居先等の調査を行っていないものがあった。
- c 催告等の滞納整理を行っていないもの  
滞納整理票を作成しておらず、催告等の滞納整理を行っていないものや長期間、催告を行っていないもの、電話のみにより催告を行っているものなどがあった。
- d 催告の状況について、記録が不十分なもの  
催告の状況について、文書によるものは記録されているものの、電話によるものは、記録されておらず、内容の確認が困難となっているものがあった。
- e 所属長等への報告を行っていないもの  
滞納整理票を作成し、催告の状況を記録しているものについて、所属長等への報告を行っていないものがあった。
- f 分割納付について、口頭により申し出を受理しているもの  
分割納付について、申出書の徴取を行わずに、電話等により口頭受理しているものにあつて、滞納整理票や電話受理等の記録が行われていないため、時効の中断事由に該当するかどうか判然としないものがあった。
- g 連帯保証人に対する催告を適期に行っていないもの  
連帯保証人に対し、借受者の滞納額が高額になってから初めて催告を行っているものなど、催告を適期に行っていないものがあった。
- h 連帯保証人に対する催告が行われていないもの  
連帯保証人に対して、催告を行っていないものや催告を行っている場合にあつても文書や電話による催告のみで面談、訪問による催告を行っていないものがあった。
- i 違約金を徴収していないものなど  
貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払わなかったときは、支払期日の翌日から支払当日までの日数に応じて違約金を徴収することとされているが、徴収した実績はなかった。また、違約金の免除の規定はあるものの、免除の決定を行っていなかった。
- j 強制執行等に係る手続きを行っていないもの  
簡易裁判所への支払督促の申立てや借受人の財産調査を実施したことはなく、また、強制執行等の措置を講じた事例も認められなかった。
- k 時効を中断するための必要な措置をとっていないものなど  
債権が時効によって消滅するおそれがあるときは債務承認書の徴取や裁判上の手続などにより、時効を中断するための必要な措置をとらなければならないこととされているが、これを行っていないものがあった。

また、借受者からの時効の援用があつて、消滅時効は完成することとなるが、不納欠損整理を行ったもののうち、援用の有無について、確認困難となっているものがあつた。

《改善意見》

- a 債権の管理のため、個人別の滞納額や返済額の把握について、検討を行うこと。
- b 所在不明者に係る調査を行うこと。
- c 滞納整理票を作成するとともに適期に催告等、滞納整理を行うこと。
- d 催告の状況について、文書によるもののほか、電話によるものについても滞納整理票への記録を行うこと。
- e 滞納整理票について、所属長等への報告を行うこと。
- f 分割納付の申し出については、申出書を徴取することとし、口頭により、申し出を受理する場合にあっては、滞納整理票や電話受理簿等への記録を行うこと。
- g 借受者の滞納時には、連帯保証人に対し早期に通知を行うこと。
- h 連帯保証人に対する催告を適切に行うこと。
- i 違約金の徴収や免除の在り方について、検討すること。
- j 強制執行等に係る手続の可否について、検討すること。
- k 時効を中断するための必要な措置をとるよう検討すること。また、不納欠損を行う際は時効の援用の有無を確認すること。

(ウ) 徴収体制等について

《監査結果》

- a 母子福祉資金等償還システムを見直し、平成25年6月以降、債権者別（個人別）の償還未済の状況を端末画面から確認できるよう改善を図りました。
- b 「北海道母子・寡婦福祉資金貸付事務取扱要領」を改正し、関係市町村に対し、必要な情報の提供を依頼し、滞納者の所在を確認することとしました。
- c 各（総合）振興局に対し、滞納整理票への記載項目を提示するとともに、催告活動を適切に行い、記録を整備するよう周知しました。
- d 各（総合）振興局に対し、電話による催告についても、その経緯を滞納整理票へ記録し適切に管理するよう周知しました。
- e 各（総合）振興局に対し、滞納整理票について、所属長への報告を行うよう周知しました。
- f 「北海道母子・寡婦福祉資金貸付事務取扱要領」を改正し、申出が電話等により口頭で行われ、申出書の提出がなされない場合は、申出内容を滞納整理票に記録のうえ、納付書及び「分割納入に係る申出について」を送付するよう、各（総合）振興局に周知しました。
- g 「北海道母子・寡婦福祉資金貸付事務取扱要領」を一部改正し、滞納者に対して再度の督促活動を行っても納入されない場合は、連帯保証人に対して償還金の滞納状況及び償還金の納入について文書催告することとしました。
- h 「北海道母子・寡婦福祉資金貸付事務取扱要領」を一部改正し、連帯保証人に対する催告文書様式を整備し、催告を適切に行うよう周知しました。
- i 「北海道母子・寡婦福祉資金貸付事務取扱要領」を一部改正し、違約金免除要件を見直し、免除の取扱いについて明確化を図りました。
- j 支払督促の申立て等、法的措置に係る手続のあり方については、他都府県等の取組状況を参考としながら、引き続き具体的な手法や対象とする債務者の選定基準等を検討します。
- k 「北海道母子・寡婦福祉資金貸付事務取扱要領」の一部改正により、時効中断のための事務処理手順を整理し、中断に必要な文書記録の整備の徹底を改めて周知するとともに、不納欠損前の援用確認手順についても適正に行う旨を明記し、規定を整備しました。

また、債権が時効によって消滅する恐れがあり、債務承認書の提出要請に対しても明確な意思表示のない、いわゆる償還意思がないと判断される債務者については、民間業者への回収委託により償還促進を図っているところです。

- a 母子寡婦福祉償還金システムにおいて必要な計算ができていないものなど

母子寡婦福祉資金貸付金に係る電子計算システムとして、「母子寡婦福祉償還金システム」が構築、運用されているが、個人別の滞納額や返済額、違約金の額、滞納者数、過年度未収金合計額等がシステム上、計算されない仕組みとなっていた。

また、各振興局等においても、過去の入力状況等を確認していないため、北海道財務会計トータルシステムの額と符合しないものや額の正否が確認困難となっているものがあつた。

さらに同システムの端末は、債権管理等を行う振興局等の課とは別の課に配置されている端末と共用のため、必要な事務処理が困難となっている場合があるほか、同システムにより本庁において出力され振興局等へ送付されている貸付台帳や督促状等の年間の出力枚数は50万枚にも達しており、台帳等の差替作業のみでも相当の日数を要するなど、システムの利活用が十分に行われていないものと認められた。

- b 滞納整理方針等が策定されていないもの

収入未済額の解消のためには、滞納に係る現状の把握や分析、滞納整理方針の策定、収入率等に係る目標の設定が必要であるが、それらが行われていなかった。

- c 主に特別職非常勤職員が業務を担っているもの

特別職非常勤職員である母子福祉資金等償還協力員、母子自立支援員及び家庭相談員が貸付事務や徴収事務に関する主たる役割を担っている状況にあり、複数職員による組織的、一体的な取組は認め難い状況となっていた。

- d 事務マニュアルの整備がされていないものなど

事務マニュアルの整備はされておらず、研修会も定期的、継続的には開催されていなかった。

#### 《改善意見》

- a 母子寡婦福祉償還金システムについては、債権管理のための必要な計算ができない状況となっていると認められることから、システムの改修を行う際には、所要の検討を行うこと。

また、母子福祉資金償還システムを利用した滞納整理事務については、より効率的な処理方法の検討を行うこと。

- b 滞納に係る現状把握や分析、滞納整理方針の策定、収入率等に係る目標の設定などについて、検討すること。
- c 徴収事務等について、複数職員による組織的、一体的な取組を検討すること。

- a 母子福祉資金等償還システムの改修により、平成25年8月以降、債権者別の償還状況を適期に把握できるようにしました。

- b 各（総合）振興局に対し、滞納の現状分析に基づき未収金解消対策及び目標収納率等を提示しました。

- c 各（総合）振興局に対し、償還促進強調月間における訪問体制の強化等をはじめとする、徴収の取組手法の見直しについて通知し、徴収事務に係る一体的な取組を進めました。

<p>d 事務マニュアルの策定や定期的、継続的な研修会の開催について、検討すること。</p>	<p>d 各（総合）振興局の貸付事務に携わる職員の研修について、定期的・継続的な実施に努めます。</p>
<p>(5) 林業・木材産業改善資金貸付金収入等 （林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計）</p> <p>(ア) 債権について 《監査結果》</p> <p>a 規程等が整備されていないもの 貸付けに当たっては、貸付けに係る規則や要綱などに基づいて決定しなければならないが、貸付け当時の規程等が整備されていないものがあった。</p> <p>b 貸付け決定した理由が記載されていないもの 貸付けを否と判定しているものであっても、林業・木材産業改善措置に関する計画を実行することにより償還が見込める者に対しては貸付けができることとされているが、決定書に貸付けを決定した理由が記載されていないものがあった。</p> <p>《改善意見》</p> <p>a 関係規程等を適切に管理すること。</p> <p>b 貸付けに当たっては、規程等に定められた審査基準に基づいて決定し、貸付けを決定した理由を具体的に記載すること。</p> <p>(イ) 徴収について 《監査結果》</p> <p>a 滞納整理票が適切に整理されていないもの 滞納整理票については、滞納整理の状況の記載を行うこととされているが、徴収督促の記録がなされていないものや督促状を発した記録がないなど、適切に整理されていないものがあった。</p> <p>b 徴収督促の経過を報告していないもの 徴収督促の経過について、所属長まで報告していないものがあった。</p> <p>c 催告を行っていないもの 督促指定期限までに返済がされない場合は催告を行うこととされているが、文書、電話、面談等による催告を行っていないものがあった。</p> <p>d 違約金を徴収していないもの 林業・木材産業改善資金助成法に基づき、違約金を徴収することとしているが、これを行っていないものがあった。</p> <p>e 督促状を適期に発していないもの 督促状は納期限後30日以内に発しなければならないが、これを経過して発しているものがあった。</p> <p>f 納付金を充当する債務が明らかでないもの 複数の債務がある者の連帯保証人から、当該複数の債務を合算した1枚の返済誓約書を提出させているが、毎月の分割納付金をどの債務に</p>	<p>a 貸付け当時整備されていなかった関係規程等については、整備しました。今後は、適切に管理するよう努めます。</p> <p>b 貸付けを決定した理由については、具体的に記載しました。今後は、適切に記載するよう努めます。</p>

<p>充当するの明らかなっていないものがあった。</p> <p>《改善意見》</p> <p>a 徴収督促の記録や督促状を發した記録などを適切に記載するなど、滞納整理を適切に整理すること。</p> <p>b 催告を行うなど、徴収督促の経過があった場合は、所属長まで報告すること。</p> <p>c 催告等については、文書や電話などにより適期に効果的な方法で行うこと。</p> <p>d 違約金については、適切な事務処理を行うこと。</p> <p>e 督促については、適切な事務処理を行うこと。</p> <p>f 複数の債務がある場合は、納付金をどの債務に充当するの明確にすること。</p> <p>(ウ) 徴収体制等について (改善意見なし)</p>	<p>a 滞納整理票については、徴収督促の記録や督促状を發した記録などを整理しました。今後は、適切に整理するよう努めます。</p> <p>b 徴収督促の経過については、所属長まで報告しました。今後は、適切に報告するよう努めます。</p> <p>c 催告等については、滞納者及び連帯保証人に対し滞納者現況調査を行いました。今後は、適期に行うよう努めます。</p> <p>d 違約金の徴収については、今後、適切な事務処理を行うよう努めます。</p> <p>e 督促については、今後、適切な事務処理を行うよう努めます。</p> <p>f 複数の債務がある場合については、納付金をどの債務に充当するの明確にしました。今後は、適切に整理するよう努めます。</p>
<p>(6) 公立高等学校奨学資金貸付金収入等</p> <p>(ア) 債権について (改善意見なし)</p> <p>(イ) 徴収について 《監査結果》</p> <p>a 貸付台帳の整備や管理を適切に行っていないもの 奨学資金貸付金収入及び学資金返還金については、貸付台帳を債権管理簿として使用しているが、督促や催告の経緯などが記載されていなかった。</p> <p>b 催告を適切に行っていないもの 督促により指定した期限を経過してもなお納付しない者に対しては、年に1回の文書による催告を実施しているが、電話等による催告をほとんど実施していなかった。 また、保証人に対しては債務者が滞納している旨の通知は行っている(奨学資金)が、催告を行っていないかった。</p> <p>c 延滞利息等を徴収していないもの 北海道公立高等学校生徒学資金貸付条例により、奨学資金貸付金が期限を経過して返還されるときは、延滞利息を徴収することとしており、また、北海道高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付条例により、学資金返還金が期限を経過して返還されるときは、違約金を徴収することとしているが、これらを徴収していなかった。</p> <p>d 滞納者の納付意識や資力等を把握していないもの 分割納付などの納付方法について教育庁へ連絡を行うよう、滞納者に「学資金償還に係る連</p>	

絡事項」を文書で発送しているが、平成22年度  
 の状況では、滞納理由が不明となっているもの  
 が大半を占めており、滞納者の納付意識や資力  
 等を把握していないものがあった。

e 支払督促申立等の法的措置に向けた整理を行  
 っていないもの

奨学資金及び学資金の長期滞納者について、  
 簡易裁判所に対して支払督促申立を行うなどの  
 法的措置による未収金の解消に向けた検討は行  
 われていなかった。

《改善意見》

a 貸付台帳に債権の発生から消滅に係る経過等  
 を記録し、債権管理を適切に行うこと。

b 文書による催告のほか、電話などによる催告  
 を適切に行い、収入の確保に努めること。

また、必要に応じ、保証人に対しても催告を  
 実施すること。

c 延滞利息及び違約金の徴収について検討する  
 こと。

d 滞納者の納付意識や資力等の調査を適切に行  
 うこと。

e 長期間の納付のない者に対しては、簡易裁判  
 所に対して支払督促申立を行うなどの法的措置  
 について検討すること。

(ウ) 徴収体制等について

《監査結果》

a 滞納整理方針等を策定していないもの  
 学資金については、平成23年度に督促や催告  
 を強化したことにより未収金の解消が進められ  
 たが、奨学資金、学資金ともに収納目標の設定  
 や滞納整理方針等の計画的な未収金解消のため  
 の取組は行われていなかった。

《改善意見》

a 収納目標の設定や滞納整理方針等を策定する  
 など、未収金の計画的な解消に向けた取組を行  
 うこと

a 督促や催告の経過等の記録については、貸付台帳  
 に経過等を記載できるようにするなどして、督促や  
 催告状況をこれまで以上に詳細に記載することし、  
 未納者の債権管理を正確に行うこととします。

b 催告については、定期的に未納者あて文書や電話  
 により実施するほか、納付のない場合には、保証人  
 に対しても文書による催告を行うなど、適切な事務  
 処理に努めます。

c 返還金が未納となっている原因は昨今の厳しい経  
 済・雇用情勢が影響していると考えており、また、  
 中途退学者もこうした影響を受けているものと考え  
 ていることから、元金の完済を優先させております  
 が、延滞利息や違約金の徴収については他の貸付金  
 の動向を把握するなど、引き続き検討します。

d 滞納整理を促進するため、督促等の際に本人の住  
 所確認や返済予定の確認等を行う連絡票を送付する  
 などして滞納者の納付意識や資力等の把握に努めて  
 いるところですが、今後は連絡票送付の際に連絡先  
 等の確認のほか、滞納者等に対し柔軟な返済に応じ  
 ることや計画的な返済について説明するなど、きめ  
 細かな対応を行うことにより、効果的な返済につな  
 がるよう努めます。

e 長期間の納付のない者に対しては、簡易裁判所  
 に対し支払督促申立を行うなどの法的措置について、  
 引き続き検討します。

a 収納目標の設定を策定するほか、特に、未納額の  
 大きな者や時間が経過している者へ重点的に催告を  
 行っていくなど、未収金の計画的な解消に向けた取  
 組に努めます。

(7) 農業改良資金貸付金収入等  
 (農業改良資金貸付事業特別会計)  
 (ア) 債権について

(改善意見なし)

(イ) 徴収について

《監査結果》

a 督促を行っていないもの

納入期限未到来の償還金について、行方不明等により直ちに債権回収に着手するため一時償還請求を行い納入期限を繰り上げているが、その一時償還金に係る督促を行っていないものがあった。

b 催告等を行っていないもの

滞納者と連絡が取れない場合などにおいて、居所等の確認を行っていないものや、1年以上催告を行っていないもの、連帯保証人へ催告を行っていないものなどがあった。

c 滞納者の資力回復等を確認していないもの

滞納者の資力回復の状況等を調査していないものや、分納誓約をした連帯保証人に対し、分納金額の増額等を要請することなく納入通知書だけを送っているものなど、収入未済額を早期に解消するための取組を行っていないものがあった。

《改善意見》

a 督促については、適切な事務処理を行うこと。

b 滞納者と連絡が取れない場合などにあつては、転居先等の調査を行うこと。

また、連帯保証人に対して催告を行うなど、適期に催告を行うこと。

c 滞納者等の納付意識や資力等の調査を適期行うとともに、調査結果に応じて定期的に分納額の増額を要請するなど、滞納の実態に即した滞納整理を促進すること。

(ウ) 徴収体制等について

《監査結果》

a 関係機関と連携を図っていないもの

貸付金の担保として抵当権を設定している借受人所有の土地について、他の所管課が差押えを行っているが、差押え後の対応や今後の滞納処分について情報交換するなど、振興局内での情報交換や連携が図られていなかった。

《改善意見》

a 今後の滞納処分の進め方を情報交換するなど、関係機関や振興局内で連携を図り収入確保に努めること。

a 督促については、各振興局に対し、「北海道農業改良資金貸付債権保全事務等事務処理要領」に従い適切な事務処理に努めるよう、指導を行いました。引き続き適切な事務処理に努めるよう各振興局を指導してまいります。

b 各振興局に対し、滞納者と連絡が取れない場合などにあつては、転居先等の調査を行うとともに、連帯保証人に対して適期に催告を行うよう指導し、滞納者の転居先を訪問し、現況調査を行いました。

また、調査の結果、不明だった連帯保証人の住所が判明し、催告を行いました。引き続き催告し、収入確保に努めるよう各振興局を指導してまいります。

c 各振興局に対し、滞納者や連帯保証人の資力調査を適期に行うとともに、調査結果に応じて分納額の増額を要請するよう指導を行いました。引き続き増額要請に努めるよう各振興局を指導してまいります。

a 各振興局に対し、担当部署と連携を図り、滞納処分の進め方など情報交換を行うよう指導を行いました。他の機関の債務状況等を把握し、滞納処分について進めており、引き続き情報交換等を行って収入

確保に努めるよう各振興局を指導してまいります。

(8) 看護職員等養成修学資金貸付金収入

(ア) 債権について

《監査結果》

- a 貸付金返還の免除要件に係る就業状況の確認を行っていないもの

看護業務従事状況報告書等の各種届出については、貸付金返還の免除要件に係る就業状況を確認するものであるが、提出時期を過ぎても未提出の者に対して確認を行っていないものがあった。

また、未提出の者に対する取扱いが明らかとなっていないかった。

《改善意見》

- a 看護業務従事状況報告書等の各種届出について、提出時期を過ぎても未提出の者に対しては、積極的な連絡等を行うこと。

また、未提出の者に対する取扱いを検討すること。

(イ) 徴収について

《監査結果》

- a 滞納整理票による適切な債権管理を行っていないもの

収入未済金については、出納局通知により滞納整理票を作成して処理経過等を記録し収納管理を行うこととされているが、処理経過等の記録を行っていないなど、適切な債権管理を行っていないものがあった。

- b 催告を行っていないもの

督促により指定した期限を経過してもなお納付しない者に対し、平成23年度においては、催告を行っていないものがあった。

- c 連帯保証人に対する催告を行っていないもの

貸付けに当たっては、連帯保証人による人的担保を徴しているが、滞納になっているものについて連帯保証人に対する催告を行っていないかった。

- d 違約金を徴収していないもの

貸付条例の規定では、返還期限までに貸付金を返還しなかった場合には違約金を徴収することとされているが、これを徴収していなかった。

- e 強制執行等に向けた整理を行っていないもの

看護職員等養成修学資金貸付金収入については、自治法の規定により督促をした後相当の期間を経過してもなお納付されないときは、強制執行等の措置をとらなければならないこととされている債権であるが、これまでに強制執行等の措置をとった例はなく、強制執行等に向けた債権の整理も行っていないかった。

《改善意見》

- a 看護業務従事状況報告書等の未提出者に対しては、順次文書による確認を実施し、この結果で不明の者に対しては、更なる就業状況の確認を実施することとしました。



<p>a 滞納整理の処理経過については、適切な記録管理を行うこと。</p> <p>b 督促により指定した期限を経過してもなお納付しない者に対しては、文書や電話などによる催告を適切に行い、収入の確保に努めること。</p> <p>c 督促した後相当の期間を経過しても貸付金が返還されない場合は、連帯保証人に対して催告を行うこと。</p> <p>d 違約金については、貸付条例の規定に基づき適切に処理すること。</p> <p>e 看護職員等養成修学資金貸付金収入については、債権の整理を行った上で、長期間納付のない者に対しては強制執行等の措置をとることについて検討すること。</p> <p>(ウ) 徴収体制等について (改善意見なし)</p>	<p>a 収入未済金については、滞納整理票を整備し、適切な記録管理に努めることとしました。</p> <p>b 督促により指定した期限を経過してもなお納付しない者に対しては、順次文書催告を実施し、今後適切に電話催告も行うこととしました。</p> <p>c 滞納になっているものについては、連帯保証人に対し催告を実施することとしました。</p> <p>d 返還期限までに貸付金を返還しなかった場合には、違約金を貸付条例の規定に基づき適切に処理することとしました。</p> <p>e 長期間納付のない滞納者については、強制執行等の措置について検討します。</p>
<p>(9) 介護福祉士等修学資金貸付金収入</p> <p>(ア) 債権について</p> <p>《監査結果》</p> <p>a 連帯保証人の保証能力が確認困難となっているもの 介護福祉士等修学資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人2人を定める必要があるとされているが、連帯保証人は「独立の生計を営む成年者」であることとされているのみで、保証能力の要件が定められていないため、無職の者や高齢の者が連帯保証人となっているものがあった。</p> <p>b 貸付金返還の免除要件の確認を行っていないもの 借受者は卒業後、従事期間が満了し修学資金等が全額免除されるまで毎年4月に介護等の業務従事報告書の提出が義務づけられているが、この未提出者に対する確認を行っていないものがあった。</p> <p>《改善意見》</p> <p>a 連帯保証人に一定の保証能力の要件を定めるよう検討すること。</p> <p>b 借受者に係る介護等の業務従事状況を確認すること。</p> <p>(イ) 徴収について</p> <p>《監査結果》</p> <p>a 催告を適切に行っていないものなど 督促状の指定期限の経過後も納付されない場合は、電話や文書、訪問等により催告を行うこととされているが、これを長期間行っていないものや年に一度程度しか行っていないものがあった。また、所在不明となったものについて、調査等を実施していないものがあった。</p>	<p>a 介護福祉士等修学資金貸付事業実施要綱の改正を行い、連帯保証人に係る一定の保証能力の要件を定めました。</p> <p>b 介護等の業務従事報告書が未提出の者について、提出を促し、介護等の業務従事状況を確認しています。</p>

<p>《改善意見》</p> <p>a 返還金の納付が滞っている債権について催告を適切に行うこと。</p> <p>(ウ) 徴収体制等について</p> <p>《監査結果》</p> <p>a 滞納整理方針等を策定していないもの 個別の滞納状況の把握や滞納整理方針の策定など、収入未済額を解消するための取組がなされていなかった。</p> <p>《改善意見》</p> <p>a 滞納整理方針の策定など収入未済の解消に向けた取組を行うこと。</p>	<p>a 返還金の納付が滞っている債権について、催告を適切に行うこととしました。</p> <p>a 収入未済縮減計画を作成し、収入未済の解消に向け、滞納者に対し改めて催告や電話等による取組を行うこととしました。</p>
<p>(10) 道営住宅使用料等（道営住宅事業特別会計）</p> <p>(ア) 債権について</p> <p>《監査結果》</p> <p>a 収入申告書の回収が十分でないもの 北海道営住宅条例及び同条例施行規則により、入居者（毎年度10月1日現在で入居する者）に対して、振興局長等の定める期限までに振興局等又は指定管理者への収入申告書の提出を義務付けており、未提出者に対しては、道営住宅入居者の収入申告に関する事務取扱要領により、文書又は電話等により催告することになっているが、最終催告書の提出期限である10月末日までに収入申告書を回収していないものがあった。</p> <p>b 連帯保証人の所得を証明する書面が添付されていないもの 北海道営住宅条例及び同条例施行規則により、北海道営住宅入居請書に連署する連帯保証人の所得を証明する書面を添付する必要があるが、添付されていないものがあった。</p> <p>《改善意見》</p> <p>a 入居者に提出を義務付けている収入申告書の未回収の解消に努めること。</p> <p>b 北海道営住宅入居請書に連署する連帯保証人の所得を証明する書面を添付させること。</p> <p>(イ) 徴収について</p> <p>《監査結果》</p> <p>a 遅延利息の徴収を行っていないもの</p>	<p>a 収入申告書の回収については、平成24年9月6日に開催した「平成24年度第1回全道主査(建築住宅)・担当者会議」において、「道営住宅入居者の収入申告に関する事務取扱要領」に基づき未申告の解消に努めるよう指導するとともに、平成24年9月10日付け各振興局建設指導課長あて文書により、改めて未申告者に対する督促を強化するよう通知を行いました。また、引き続き未申告者に対する催告を継続してまいります。</p> <p>b 連帯保証人の所得を証明する書面の添付については、平成24年9月6日に開催した「平成24年度第1回全道主査(建築住宅)・担当者会議」において、関係規程の主旨を改めて説明し、適切な事務処理を行うよう指導しました。また、引き続き適切な事務処理に努めるよう各振興局等を指導してまいります。</p>

遅延利息の徴収については、徴収根拠となる規定を定めていないため、これを徴収していなかった。

- b 民生部局に対し代理納付制度等の要請を行っていないもの

滞納者に住宅扶助料を受給している生活保護世帯がある場合に、民生部局に対して代理納付制度の活用や納付指導の協力を要請していないものがあつた。

なお、代理納付制度とは、生活保護法第37条の2に規定する保護の特例（住宅扶助の代理納付）により、住宅扶助費について、被保護者に代わり保護の実施機関が住宅使用料を納付することを可能とする制度であり、同法改正後の平成18年4月1日から被保護者の同意及び委任状等は要しない。

《改善意見》

- a 遅延利息の徴収について、検討すること。

- b 滞納者に住宅扶助料を受給している生活保護世帯がある場合には、民生部局に対して納付指導の協力を要請するとともに、代理納付制度の活用について検討すること。

(ウ) 徴収体制等について

《監査結果》

- a 財務会計トータルシステムと道営住宅管理システムの収入未済額に不符合が生じているもの  
住宅使用料及び駐車場使用料の財務会計トータルシステムと道営住宅管理システムについて、収入未済額の全道計を比べると、現年度分及び過年度分で不符合が生じていた。

- b 道営住宅管理システムを活用していないもの  
住宅使用料及び駐車場使用料について、道営住宅管理システムに督促等の処理経過を入力することにより、振興局等と指定管理者の間に迅速な情報の共有を図ることができ、さらに滞納整理票として出力できるようになるが、操作方法の理解が不足しているなどのため、これらの機能を利用できず、道営住宅管理システムを活用していないものがあつた。

《改善意見》

- a 住宅使用料及び駐車場使用料について財務会計トータルシステムと道営住宅管理システムの収入未済額等の不符号の解消に努めること。

- a 遅延利息の徴収については、他都府県及び政令指定都市での状況を参考にしながら、関係規程の整備、電算システムの改修等について検討を行っているところです。

- b 生活保護世帯の滞納に係る、民生部局に対する納付指導の協力要請や代理納付制度の活用については、平成24年9月6日に開催した「平成24年度第1回全道主査(建築住宅)・担当者会議」において周知を行いました。なお、実施にあたり、いくつかの市町と事務処理に関する調整が残っている状況ではありますが、関係市町の福祉部局とは代理納付の実施についての内諾は得ているところです。

- a 財務会計トータルシステムと道営住宅管理システムの収入未済額等の不符号の解消については、平成24年9月6日に開催した「平成24年度第1回全道主査(建築住宅)・担当者会議」において、適切な収納管理業務を行うよう指導を行いました。また、引き続き適切な収納管理業務に努めるよう各振興局等を指

<p>b 道営住宅管理システムについて、振興局等の担当者や指定管理者に対し、研修などにより操作方法を周知するとともに、督励等の処理経過の入力を指導することにより、迅速な情報の共有や滞納整理票の出力などに活用できるようにすること。</p>	<p>導してまいります。</p> <p>b 道営住宅管理システムの操作方法の周知については、平成24年9月6日に開催した「平成24年度第1回全道主査(建築住宅)・担当者会議」及び平成24年12月21日に開催した平成24年度第2回全道主査(建築住宅)・担当者会議」において操作方法について周知を行いました。</p>
<p>(11) 道路占用料等  (ア) 債権について  (改善意見なし)  (イ) 徴収について  《監査結果》</p> <p>a 督促を適切に行っていないもの  督促については、時効中断の効力を有するほか、滞納処分的前提要件とされているものであり、また、延滞金の発生要件でもあることから、堤塘使用料を納期限までに完納しない場合は、徴収条例の規定に基づき納期限後30日以内に督促を行わなければならないこととされているが、30日を超えて督促しているものがあった。</p> <p>b 催告を適切に行っていないもの  催告については、文書、電話、訪問等を繰り返すことにより、滞納者の直近の状況把握や実効性の高い取組の実施につながり、結果として、滞納整理の促進となるほか滞納処分的前提要件となるが、1年間に1度しか催告を行っていないものがあった。</p> <p>c 必要な納付計画書の徴取を行っていないもの  滞納者から分割納付の申し出があり、これを認める場合は納付計画書を徴取することとなっているが、徴取していないものがあるため、申し出のとおり分割納付を履行しない者に対して、納付計画書を示すなどによる催告が行えない状態となっているものがあった。</p> <p>d 十分な滞納処分の検討を行っていないもの  平成19年7月策定の滞納整理強化推進3箇年計画で示した滞納処分の基準では、高額(10万円以上)・長期間(3年以上)の案件を優先して滞納処分を行うとされているが、少額な滞納案件については、滞納処分に係る十分な検討を行っていないものがあった。</p> <p>e 十分な財産調査等を行っていないものなど  平成19年7月策定の滞納整理強化推進3箇年計画で示した財産調査の基準では、1万円以上の滞納者の財産調査を実施することとされており、滞納整理を促進するとともに、不納欠損の整理や滞納処分的前提要件でもあるが、財産調査を行っていないものや所在不明者の調査を行っていないものがあった。</p> <p>f 不納欠損を適切に行っていないもの  時効により不納欠損としないために、催告や</p>	

納付誓約書の徴取など、時効を中断させるための取組を特に行っていないものがあった。

また、道路占用料の不納欠損の整理について、時効完成前に不納欠損の決定を行っているものがあった。

《改善意見》

a 督促については、適切な事務処理を行うこと。

b 催告については、適切な事務処理を行うこと。

c 納付計画書については、必要性を十分に検討の上、徴取に努めること。

d 少額滞納案件の滞納処分の実施について、必要性を十分に検討すること。

e 財産調査や所在不明者の調査等を速やかに実施し、適切な事務処理を行うこと。

f 時効の完成による不納欠損の整理前に、時効を中断させる取組を実施するよう努めること。

a 督促については、関係規程に基づき適切な事務処理を行うよう、振興局等に対して文書「平成23年度行政監査結果に対する滞納整理事務の改善について(通知)」(平成24年10月31日付河川第820号)で指導通知を行いました。

また、振興局等における実施状況の把握に努め、必要に応じて助言、確認を行います。

b 催告については、滞納者の実情に応じて実施するよう、振興局等に対して文書「平成23年度行政監査結果に対する滞納整理事務の改善について(通知)」(平成24年10月31日付河川第820号)で指導通知を行いました。

また、振興局等から毎月の実施状況について報告を受けるようにし、振興局等における実施状況の把握に努め、必要に応じて助言、確認を行います。

c 納付計画書については、必要性を十分に検討した上で徴取に努めるよう、振興局等に対して文書「平成23年度行政監査結果に対する滞納整理事務の改善について(通知)」(平成24年10月31日付河川第820号)で指導通知を行いました。

また、振興局等から毎月の実施状況について報告を受けるようにし、振興局等における実施状況の把握に努め、必要に応じて助言、確認を行います。

d 少額滞納案件の滞納処分については、必要性を十分に検討するとともに、滞納処分の必要がある案件については、優先順位を踏まえた上で、滞納処分を進めるよう、振興局等に対して文書「平成23年度行政監査結果に対する滞納整理事務の改善について(通知)」(平成24年10月31日付河川第820号)で指導通知を行いました。

また、振興局等から毎月の実施状況について報告を受けるようにし、振興局等における実施状況の把握に努め、必要に応じて助言、確認を行います。

e 財産調査や所在不明者の調査等については、速やかに実施し、適切な事務処理を行うよう、振興局等に対して文書「平成23年度行政監査結果に対する滞納整理事務の改善について(通知)」(平成24年10月31日付河川第820号)で指導通知を行いました。

また、振興局等から毎月の実施状況について報告を受けるようにし、振興局等における実施状況の把握に努め、必要に応じて助言、確認を行います。

f 不納欠損の時効の完成前に時効を中断させる取組については、実施に努めるよう、振興局等に対して文書「平成23年度行政監査結果に対する滞納整理事務の改善について(通知)」(平成24年10月31日付河川第820号)で指導通知を行いました。

また、振興局等から毎月の実施状況について報告

<p>(イ) 徴収について 《監査結果》</p> <p>a 滞納整理取組結果を継承していないもの 平成19年7月に滞納整理強化推進3箇年計画を策定し、計画に基づいた取組を平成21年度までに行い、計画期間終了後に計画の達成状況等の取りまとめやその後の取組の必要性などを検討することとしていたが、これを行っていなかったため、計画終了後は部局等の徴収対策に差が生じていた。</p> <p>b 徴収等担当職員ノウハウ向上のための組織としての取組が不足しているもの 人事異動があった場合は、担当者間の個人的な引継ぎのみが主に行われており、職場研修や課内検討会等の組織としての継承、実務的なノウハウ習得への取組が行われていない部局等があった。</p> <p>《改善意見》</p> <p>a 徴収技術の向上やノウハウの継承等のため、滞納整理強化の取組等の結果について、成果、達成状況などを取りまとめるなど、今後の取組に活用すること。</p> <p>b 平成19年7月に策定された「占用料等滞納整理事務の手引き」を活用した職場研修や本庁主催の研修等の実施により、担当職員の滞納整理に関する法的知識や技術の向上を図ること。</p>	<p>を受けるようにし、振興局等における実施状況の把握に努めています。</p> <p>a 滞納整理強化の取組等の結果については、成果、達成状況等のとりまとめを行いました。とりまとめた成果、達成状況等については、今後の取組に活用します。</p> <p>b 「占用料等滞納整理事務の手引き」を活用し、各振興局等担当職員を対象に、より専門的な知識の習得を目的とした本庁主催の研修会等を開催しました。 また、各職場単位での職場研修等を実施するよう振興局等に対して文書指導通知を行っており、今後も担当職員の滞納整理事務に関する法的知識や技能の向上に努めます。</p>
<p>(12) 高等学校授業料 (ア) 債権について (改善意見なし)</p> <p>(イ) 徴収について 《監査結果》</p> <p>a 未納者整理表による未納状況の管理等を適切に行っていないもの 授業料の未納がある場合にあつては、「道立高等学校授業料の未納対策について」に基づき授業料未納者整理表を作成し、未納状況や督促・催告の経過を整理することとしているが、文書や電話による催告の実施状況や折衝状況などの処理経過の記録を行っていないもの、保証人の連絡先や家庭状況などの記載がないものなど適切な整理を行っていないものがあった。 また、学校から教育局へ支払督促申立て依頼後、教育局が催告等を行っているが、教育局における催告の状況等が記録されていないものがあった。</p> <p>b 滞納者の納付意識や資力等を把握していない</p>	

もの

滞納理由が未調査や不明となっているものがあるなど、滞納者の納付意識や資力等を把握していないものがあった。

c 催告を適切に行っていないもの

教育局において学校から簡易裁判所への支払督促の依頼を受け、手続を行った後は債権管理を行っているが、学校では教育局へ支払督促申立てを依頼した後、現地調査を行い卒業生の居住地の確認をするなど、債権管理を行う教育局と未収となった生徒の在学した学校が連携した未納対策が行われていないものがあった。

d 仮執行宣言付支払督促確定後の事務処理が明確となっていないもの

教育局において仮執行宣言申立てを行った未納者の仮執行宣言付支払督促確定以降に係る事務処理について、具体的な事務処理方法が明確となっていなかった。

《改善意見》

a 授業料未納者整理表に、納付状況や折衝内容を正確に記載するなど、収納管理等を適切に行うこと。

b 漫然と消滅時効を完成させることのないよう、未納者の納付意識や資力等の調査を適切に行い、収入の確保に努めること。

c 学校においても、現地調査による滞納者の居住地の確認など、債権管理を行う教育局と連携した未収金解消に向けた取組みを適切に行うこと。

d 仮執行宣言付支払督促後の取扱いについて、明確にするよう検討すること。

(ウ) 徴収体制等について

《監査結果》

a 滞納整理に関するノウハウ向上のための取組が不足しているもの

事務長会議や校長会議において、未納対策について説明しているが、担当者の研修会は行われていない。

《改善意見》

a 滞納整理に関する説明会や研修を実施するなど、担当職員の法的知識や技術の向上を図るよ

a 授業料未納者整理表については、納付状況や折衝内容が遡って確認できるよう記載することとし、未納者の現状把握に努めます。

b 未納者の納付意識や資力等の状況を把握し、収入の確保に努めます。

また、教育局職員による催告、現況確認等を定期的に行うこととしました。

c 学校が教育局からの依頼により現地調査による未納者の居住地の確認を行うことや教育局から学校へ授業料等債権管理票を送付し、未納状況等を確認するなどして、債権管理を行う教育局と学校が連携して未収金解消に向けた取組を行います。

d 仮執行宣言付支払督促後の取扱いについては、平成24年12月14日付け教高第1465号通知及び同日付事務連絡により、教育局において、折衝内容を記載するなど様式を変更した授業料等債権管理票を新たに作成し、少なくとも年2回以上の電話や文書による催告などを行うよう通知したところであり、未納者の経済状況等を把握した上で、さらなる効果的な収入確保策を検討します。

また、連絡がつかない者については、教育局は必要に応じて現地調査を学校に対し求めることとし、教育局と学校が連携して居住地の追跡を継続的に実施するよう通知したところです。

a 未納対策事務について理解を図るよう指導するとともに、事務長会議などの各種会議等において説明

<p>う努めること。</p>	<p>を行うとともに、担当職員への研修の実施に努めます。</p>
<p>(13) 生活保護費返還金収入等</p> <p>(ア) 債権について (改善意見なし)</p> <p>(イ) 徴収について</p> <p>《監査結果》</p> <p>a 督促を適切に行っていないもの 督促の実施に当たって、納期限後30日以内に送付していないものや督促状の教示文における延滞金の率を誤って記載しているもの、また、督促状が返戻となったものについて、所在等の調査を行わず未処理となっているものがあった。</p> <p>b 滞納整理票の作成等を行っていないもの 収入未済金については、滞納整理票に納付の状況や文書、訪問督促等の処理経過を記録し決裁を行うこととされているが、滞納整理票を作成していないものや催告等の折衝経過を記録していないもの、収納日や督促発付日が明確に記載されていないものなどがあった。</p> <p>c 履行延期の特約等の手続等を適切に行っていないもの 履行延期の特約等を行う場合、担保及び利息を付すことになるが、これらを免除するに当たって、免除要件の検討が不十分なものがあった。</p> <p>d 催告を適切に行っていないもの 督促状の指定期限の経過後も納付されない場合は、電話や文書、訪問等により催告を行うこととされているが、これを長期間行っていないものや年に一度しか行っていないものなどがあった。 また、履行延期申請による返還計画が不履行となったものについて、催告等を行っていないものがあった。</p> <p>e 滞納者の所在等の調査を行っていないもの 所在不明となった滞納者について、所在等の調査を実施していないものがあった。</p> <p>f 延滞金を徴収していないもの 当該返還金収入等は公法上の債権であることから、督促の期限を経過して納付されるときは、徴収条例の規定により延滞金を徴収することとされているが、これを徴収していないものがあった。</p> <p>g 強制執行等に向けた整理を行っていないもの 当該返還金収入等については、自治令の規定により督促をした後、相当の期間を経過してもなお納付されないときは、強制執行等の措置をとらなければならないこととされている債権であるが、債務名義を取得するなど、これまでに強制執行等の措置をとった例はなく、また、強</p>	



制執行等に向けた債権の整理を行っていないものがあった。

- h 不納欠損の整理を適切に行っていないもの  
公法上の債権については、消滅時効が完成したとき、不納欠損の整理をすることとなるが、消滅時効が完成するまでの間、催告などを行わずに不納欠損の整理をしているものがあった。また、債務承認のため返済計画書を提出させ時効を中断しているが、返還金の一部を返済計画書に含めなかったため、その返還金に係る時効が完成し不納欠損の整理を行っているものがあった。

《改善意見》

- a 督促については、適切な事務処理を行うこと。また、督促状が返戻となったものについては、市町村等関係機関の協力を得るなど確認を行い適切に処理すること。
- b 滞納整理票は、生活保護債権管理マニュアルに基づき作成するとともに、納付の状況や催告等の経過を記録すること。また、収納日等は明確に記録すること。
- c 履行延期の特約等に係る担保及び利息を免除するに当たっては、免除要件を明確にし決定すること。
- d 電話や文書、訪問等による催告を適期に行うなど、滞納の実態に即した滞納整理を実施すること。  
また、返還計画が不履行となったものについては、早期に電話等で催告し、履行を継続させるよう努めること。
- e 所在不明となった滞納者については、ケースワーカーや市町村等関係機関に確認するなど連携を図り、転出先等の調査を実施すること。
- f 延滞金については、徴収条例の規定に基づき適切な事務処理を行うこと。
- g 一度も納付のない者や長期間納付のない者については、必要な調査の実施により債権の整理を行い、強制執行等の措置を検討すること。
- h 返済計画書の提出により債務を承認させ時効中断の措置を行うなど、滞納者への折衝を行い漫然と時効を完成させない取組を行うこと。

(ウ) 徴収体制等について

《監査結果》

- a 督促については、平成24年11月、各振興局に対して督促状は履行期限後30日以内に送付すること及び延滞金の率を正確に記載するよう周知しました。  
また、督促状が返戻された場合は、担当ケースワーカーや市町村等関係機関の協力を得て居所を確認するなど、連携を密にして居所の確認に努めるよう周知しました。
- b 平成24年11月、各振興局に対して滞納整理票は生活保護債権管理マニュアルに基づき作成するとともに、催告等の折衝経過、収納日、督促状発付日等の収納管理上必要な発生事実を明確に記載するよう周知しました。
- c 平成24年11月、各振興局に対して履行延期の特約等に係る担保及び利息を免除するに当たっては、免除要件の確認を徹底するとともに、決定書に該当する免除要件を付記するよう通知しました。
- d 平成24年11月、各振興局に対し催告については、担当ケースワーカーと連携を密にし、債務者の状況に合わせて、家庭訪問をした際に実施するなど、年に複数回実施するよう周知しました。  
また、履行延期申請による返済計画が不履行となったものについても、担当ケースワーカーと連携を密にし、速やかに催告を行い、返済計画の履行を継続させるよう通知しました。
- e 平成24年11月、各振興局に対し所在不明となった滞納者については、担当ケースワーカーや市町村等関係機関と連携を図り、所在を確認するなど転出先等の調査をするよう通知しました。
- f 平成24年11月、各振興局に対し延滞金の徴収については適切に事務処理を行うよう通知しました。
- g 平成24年11月、各振興局に対し一度も納付のない者や長期間納付のない者については、滞納に係る実情を調査の上、特に悪質と認められる場合は、強制執行等の措置を検討するよう通知しました。
- h 平成24年11月、各振興局に対し、滞納者に対し催告の実施等を行うとともに、返済計画書の提出による債務承認を求める等の取組を行うよう通知しました。

<p>a 滞納整理に係る取組を行っていないもの 滞納整理事務について、担当職員のほか管理職員が確認し助言等を行うことや、ケースワーカーとの情報共有や連携を図ることなど収入未済額の解消に向けた取組を行っていないものがあった。</p> <p>b 滞納整理事務に関するノウハウ習得の機会を設けていないもの 滞納整理事務に携わる職員のノウハウの維持や向上させるためには、研修会の開催や他団体主催の研修会への参加などが必要であるが、これらを行っていないかった。</p> <p>《改善意見》</p> <p>a 滞納整理事務については、担当者のほか管理職員が確認するなど組織的な対応を行うとともに、ケースワーカーとの情報共有や連携を図り収入未済額の解消に向けた取組を行うこと。</p> <p>b 滞納整理事務に関するノウハウの維持や向上を図るため、道主催の研修会の開催や他団体主催の研修会への参加などについて検討すること。</p>	<p>a 平成24年11月、各振興局に対し滞納整理事務については管理職員が滞納整理の実施及び進捗の状況を常に把握するとともに、適切な事務の執行に向けた指導指示を行うよう通知しました。</p> <p>b 平成24年11月、各振興局に対し局内で行う研修の場において、未収金発生防止対策について取り上げるとともに、滞納整理事務に関する外部の研修の実施予定の把握に努め、当該研修に積極的に参加するよう通知しました。</p> <p>また、本庁においても外部の研修の実施予定の把握に努めるとともに、入手した効果的な研修の手法や内容を各振興局に対し情報提供することとしました。</p>
<p>(14) 放置違反金収入 (ア) 債権について (改善意見なし) (イ) 徴収について 《監査結果》</p> <p>a 督促を適切に行っていないもの 督促状を納期限後30日を超えて発しているもの、また督促状が返戻された時は照会対象者リスト（督促用）を作成し、滞納者の所在を調査することとされているが、このリストを作成していないものがあった。</p> <p>b 事務処理の方法が明確となっていないもの 現金書留により納付の依頼があったものについて、その収納後、領収証書を納入者に送付しているが、簡易書留により返送しているものや普通郵便により返送しているものがあるなど、その取扱いが区々となっており、事務処理の方法が明確となっていないものがあった。</p> <p>c 催告を適切に行っていないもの 訪問や文書による催告を長期間行っていないものがあった。 また放置違反金の延滞金の年率については、平成23年4月8日通知分から率の変更が行われているが、催告書の記載を変更しないまま通知を行っているものがあった。</p> <p>d 滞納整理票の記録を整理していないもの</p>	

事務処理要領等において、滞納者に対する督促及び催告の状況、電話や訪問による納付催告の状況を記録整理することとされているが、記録を整理していないものがあつた。

- e 不納欠損が適切な時期に行われていないもの  
不納欠損を行う時期は、必要の都度あるいは1箇月分をまとめて実施することとされているが、2、3箇月分をまとめて行っているものや滞納者が死亡していることを把握した後、不納欠損の整理まで相当の期間を要しているものがあつた。

《改善意見》

- a 督促は規則等に基づき適切に行うこと。
- b 現金書留により納付の依頼があつたときの取扱いは、事務処理要領等により明確化を図ること。
- c 催告は事務処理要領等に基づき適切に行うこと。
- d 滞納整理票の記録整理を適切に行うこと。
- e 不納欠損の整理については、適切な時期に行うこと。

(ウ) 徴収体制等について  
(改善意見なし)

- a 督促に当たっては、関係法令等を遵守し、適切な事務処理に努めます。
- b 領収証書の送付については、普通郵便により返送することとする旨の通知文書を発出し、事務処理方法を明確にしました。
- c 催告に当たっては、事務処理要領等に基づき、訪問や文書による催告を適期に行うなど、適切な事務処理に努めます。
- d 滞納者に対する納付催告に当たっては、その状況を滞納整理票に確実に記録し、適切な事務処理に努めます。
- e 不納欠損に当たっては、不納欠損の整理を適期に行い、適切な事務処理に努めます。

(15) 違法駐車措置代執行収入

(ア) 債権について  
(改善意見なし)

(イ) 徴収について

《監査結果》

- a 督促を適切に行っていないもの  
督促状を納期限後30日を超えて発しているものがあつた。
- b 催告を適切に行っていないもの  
訪問や文書による催告は行っているが、電話等による催告を行っていないものや道外在住者に対する文書催告が長期間行われていないものがあつた。
- c 滞納整理票の記録を整理していないもの  
事務処理要領等において、滞納者に対する督促及び催告の状況、電話や訪問による納付催告の状況を記録整理することとなっているが、記録を整理していないものがあつた。
- d 延滞金の納付書の送付、催告等を適切に行っていないもの  
延滞金のみが未納となっているものについて、納付書の送付、催告等を行っていないものがあつた。
- e 不納欠損の整理を適切に行っていないもの  
滞納者に対する資力等の調査を行わず、不納

<p>欠損の整理を行っているものがあつた。</p> <p>《改善意見》</p> <p>a 督促は規則等に基づき適切に行うこと。</p> <p>b 催告は事務処理要領等に基づき適切に行うこと。</p> <p>c 滞納整理票の記録整理を適切に行うこと。</p> <p>d 延滞金の徴収については規則等に基づき適切に行うこと。</p> <p>e 不納欠損の整理を行うに当たっては、滞納者に対する資力等の調査を行うこと。</p> <p>(ウ) 徴収体制等について (改善意見なし)</p>	<p>a 督促に当たっては、関係法令等を遵守し、適切な事務処理に努めます。</p> <p>b 催告に当たっては、事務処理要領等に基づき、電話や文書による催告を確実にし、適切な事務処理に努めます。</p> <p>c 滞納者に対する納付催告に当たっては、その状況を滞納整理票に確実に記録し、適切な事務処理に努めます。</p> <p>d 延滞金の徴収に当たっては、関係法令等を遵守し、適切な事務処理に努めます。</p> <p>e 不納欠損に当たっては、滞納者に対する資力等の調査を確実にし、適切な事務処理に努めます。</p>
<p>(16) 児童保護措置費徴収金</p> <p>(ア) 債権について (改善意見なし)</p> <p>(イ) 徴収について 《監査結果》</p> <p>a 滞納整理票の作成等を行っていないものなど督促状の指定期限の経過後も納付されない場合は、事後の処理に対処するため、様式で定められた滞納整理票を作成し催告等の経過を記録し、決裁に付することとしているが、滞納整理票を作成していないものや、督促状の発付日及び指定期限日を記録していないものがあつた。</p> <p>b 督促を適切に行っていないもの 督促状が返戻となり送付先等が判明しない場合は、公示送達を行わなければならないが、これを行っていないものがあつた。</p> <p>c 催告を適切に行っていないものなど 督促状の指定期限の経過後も納付されない場合は、電話や文書、訪問等により催告を行うこととしているが、これを長期間行っていないものや年に一度程度しか行っていないものがあつた。また、所在不明となったものについて、調査等を実施していないものがあつた。</p> <p>d 分割納付の手続等を適切に行っていないもの 分割納付の手続を行う際、納入計画を口頭で受理しているものがあつた。</p> <p>e 延滞金を徴収していないもの 児童保護措置費徴収金は公法上の債権であることから、督促の期限を経過して納付されるときは、徴収条例の規定により延滞金を徴収することとなるものであるが、これを徴収していないものがあつた。</p> <p>f 滞納処分に向けた財産調査等を行っていないもの 児童保護措置費徴収金は、児童福祉法の規定により、地方税の例による滞納処分ができる債</p>	

権であるが、これまでに滞納処分を行った例はなく、また、滞納処分に向けた財産調査や債権の整理を行っていないものがあった。

g 不納欠損の整理を適切に行っていないもの  
消滅時効が完成するまでの間、資力調査などを行わずに不納欠損の整理を行っているものがあった。

また、消滅時効が完成している債権について、不納欠損の整理を行わず放置しているものがあった。

h 電算システムを活用していないもの  
児童相談所においては、当該徴収金に係る基本台帳や相談受理台帳等を管理するシステムを配置し、過去の相談取扱記録等を検索できる状況にあるが、徴収事務を行う各振興局等の保健行政室には配置しておらず、情報等を共有していなかった。

#### 《改善意見》

a 北海道児童福祉施設費用徴収事務取扱要領に基づき、滞納整理票を個人別に作成の上、納付計画や面接経過等を記録するなど適切な事務処理を行うこと。

b 督促状が返戻となった場合は、児童相談所への確認や市町村等関係機関の協力を得るなど再調査を行い、結果、住所等が不明な場合は、公示送達の方法により督促すること。

c 電話や文書、訪問等による催告を行うなど、滞納の実態に即した滞納整理を実施すること。  
また、所在不明となった場合は、児童相談所への確認や市町村等関係機関の協力を得るなど、調査を行うこと。

d 分割誓約を行うに当たっては、口頭によることなく文書により行うこと。

e 延滞金については、徴収条例の規定に基づき適切な事務処理を行うこと。

f 滞納処分に向けた財産調査や債権の整理を行うこと。また、長期間滞納となっているものや一度も納付のない滞納者がある場合にあつては、地方税の例による滞納処分を実施することについて検討すること。

g 漫然と時効させない取組を行うこと。  
また、既に消滅時効が完成しているものについては、速やかに不納欠損の整理を行うこと。

h 児童相談所と振興局等の保健行政室における電算システムの配置を検討するなど、情報等の共有を図ること。

#### (ウ) 徴収体制等について

##### 《監査結果》

a 滞納整理に係る報告を行っていないもの  
督促や催告などの処理経過について、管理職

a 北海道児童福祉施設費用徴収事務取扱要領に基づき、滞納整理票を個人別に作成の上、納付計画や面接経過等を記録するなど適切な事務処理を行います。

b 児童相談所へ確認するほか、市町村等関係機関の協力を依頼するなど、再調査を行い、調査の結果、住所等が不明な場合は、公示送達の方法により督促を行います。

c 電話や文書、訪問等による催告を行うとともに、未納の原因や支払能力など本人の状況を調査するなど、滞納の実態に即した滞納整理を実施します。また、所在不明となった場合は、措置を行った児童相談所への確認や市町村等関係機関への照会を行うなど、所在確認の調査を行います。

d 分割納付の納入計画については、口頭によることなく、文書により行うよう事務処理の徹底を図ります。

e 延滞金については、税外徴収条例の規定に基づき適切な事務処理を行います。

f 滞納処分に向けた財産調査や債権の整理を行うとともに、長期間滞納となっているものや一度も納付のない滞納者がある場合にあつては、地方税の例による滞納処分を実施することについて、引き続き検討します。

g 漫然と時効が完成しないよう資力調査等に取り組むとともに、既に消滅時効が完成しているものについては、速やかに不納欠損整理を行います。

h 「北海道子ども・家庭支援総合業務システム」の配置により、児童相談所と所管の総合振興局（振興局）の双方で必要な情報を共有する体制を整備します。

<p>員等に報告を行っていないものがあった。</p> <p>b 滞納整理に関する対応が不足しているもの 督促の根拠、消滅時効の期間、時効中断の要件及び地方税の例による滞納処分の方法を理解していないなど、担当職員の滞納整理に関する法的知識や技術の向上のための対応が不足しているものがあった。</p> <p>c 滞納整理に係る取組を行っていないもの 徴収強化月間を設定するなど、具体的な取組を行っていない。</p> <p>《改善意見》</p> <p>a 督促や催告などの処理経過について、管理職員等に報告を行うこと。</p> <p>b 滞納処分に係る研修会を開催するなど、法的知識や技術の向上を図るよう努めること。</p> <p>c 徴収強化月間を設定するなど、収入未済額の解消に向けた取組を行うこと。</p>	<p>a 督促や催告などの処理経過について、管理職員等への報告を行うよう徹底します。</p> <p>b 滞納処分に係る研修会を開催するなど、組織的に法的知識や技術の向上を図るよう努めます。</p> <p>c 徴収強化月間を設定するなど、収入未済額の圧縮に向けた組織的な取組を行います。</p>
<p>(17) 心身障害者扶養共済掛金収入</p> <p>(ア) 債権について (改善意見なし)</p> <p>(イ) 徴収について 《監査結果》</p> <p>a 不納欠損の整理を適切に行っていないもの 私法上の債権については、消滅時効が完成した場合は、滞納者からの時効の援用に基づき不納欠損の整理をすることとなるが、平成18年度以前における債権管理が不十分だったことから、消滅時効が完成している債権について整理されていないため、不納欠損の整理を行っていないものがあった。</p> <p>《改善意見》</p> <p>a 消滅時効が完成している債権を特定し、不納欠損の整理を適切に行うこと。</p> <p>(ウ) 徴収体制等について (改善意見なし)</p>	<p>a 消滅時効が完成している債権の特定する作業を行っているところであり、特定後に不納欠損処理を行うこととしています。</p>
<p>(18) 児童扶養手当返還金</p> <p>(ア) 債権について (改善意見なし)</p> <p>(イ) 徴収について 《監査結果》</p> <p>a 延滞金を徴収していないもの 児童扶養手当返還金は公法上の債権であるため、納期限までに納付した者との公平性を確保する観点から、督促の期限を経過して納付されるときは、徴収条例の規定により延滞金を徴収することとなるものであるが、これを徴収していなかった。</p> <p>b 長期滞納者に対する強制執行等の手続を検討していないもの 児童扶養手当返還金は、自治令の規定によ</p>	

<p>り、督促をした後相当の期間を経過してもなお納付されないときは、強制執行等の措置をとらなければならないこととされている債権であるが、これまで、簡易裁判所への支払督促の申立てや、強制執行等の措置を講じた事例はなかった。</p> <p>《改善意見》</p> <p>a 延滞金については、徴収条例の規定に基づき、適切な事務処理を行うこと。</p> <p>b 長期間にわたり納付のない滞納者などに対しては、強制執行等の措置を講じることについて検討すること。</p> <p>(ウ) 徴収体制等について (改善意見なし)</p>	<p>a 延滞金の徴収については、徴収条例の規定に基づき、適切な事務処理を行うよう努めます。</p> <p>b 長期にわたり納付のない滞納者などに対しては、世帯状況や収入状況をもとに、居住市町村と連携し、必要な場合は支払督促の申立てを行うなどの措置について、引き続き検討します。</p>
<p>(19) 過年度医業未収金（病院事業会計）</p> <p>(ア) 債権について</p> <p>《監査結果》</p> <p>a 滞納整理に必要な帳票を備えていないものや、滞納者との折衝経過が適切に記録されていないもの</p> <p>過年度医業未収金については、北海道病院事業未収金整理事務処理要領（以下本項において「事務処理要領」という。）に基づき未収金整理簿管理表等の帳票を備え、また滞納整理票に債務者との折衝経過を記録することとされているが、帳票の一部が備え付けられていないものや、滞納整理票に債務者との折衝経過や所在不明の情報が記録されていないものがあった。</p> <p>《改善意見》</p> <p>a 事務処理要領に定める帳票を整備し、滞納整理の処理経過について、適切な記録管理を行うこと。</p> <p>(イ) 徴収について</p> <p>《監査結果》</p> <p>a 納入誓約書を徴していないもの</p> <p>事務処理要領では、退院時に支払がない場合は納入誓約書を徴することとされているが、徴していないものがあった。</p> <p>b 滞納通知書による催告を行っていないもの</p> <p>督促状の指定期限を経過しても納付がなく、その後の電話や訪問等による催告によってもなお納付がない場合は、事務処理要領に定める様式「診療費の滞納通知書」により催告することとされているが、これを行っていないものがあった。</p> <p>c 保証人に対する催告を行っていないもの</p> <p>事務処理要領では、診療費の滞納通知書を送付してもなお納付がない場合は、保証人へ催告することとされているが、保証人に対し催告を行っていないものがあった。</p> <p>d 保証人の要件を満たしていないものなど</p>	<p>a 事務処理要領に基づき、帳票の整備及び記録を適切に行ないます。</p>

保証人は、患者本人と別世帯の成年者で、原則として道内で独立の生計を営み支払能力を有する者とされているが、この要件を満たしていない者や要件の具備が不明な者が保証人となっているもの、また、保証人の要件について入院時に患者に周知していないものなどがあった。

e 滞納者の資力等について、確認を行っていないもの

滞納者の勤務先や収入状況などについて、調査方法が難しいなどの理由から確認を行っていないものがあった。

f 延滞金を徴収していないものなど

使用料等が完納し延滞金が発生するものについて、延滞金を徴収していないものがあった。

また、生活困窮を理由に延滞金を減免しているが、所得証明書等が提出されておらず、減免要件が確認できないものがあった。

g 徴収停止の可否について、調査が十分行われていないもの

徴収停止を決定するに当たっては、要件である無財産等の状況について、具体的資料による慎重かつ厳正な調査を行って判断することとされているが、これが行われていないものがあった。

h 分割納付について口頭で認めているもの

分割納付について、書面によって債務者の意志を確認することなく、口頭で認めているものがあった。

i 強制執行等に向けた債権の整理を行っていないもの

督促を行った後、相当の期間を経過してもなお履行しない債務者に対しては、個人分医業未収金法的措置実施要領（以下本項において「実施要領」という。）に基づき道立病院室と協議の上、即決和解や支払督促等の法的措置を講ずることとされているが、措置に向けた債権の整理を行っていないものがあった。

j 不納欠損の整理を適切に行っていないもの

滞納者に対し時効の援用を確認することなく、不納欠損の整理を行っているものがあった。

#### 《改善意見》

a 納入誓約書については、事務処理要領に基づき適切に徴すること。

b 事務処理要領で定められた滞納通知書により適切に催告を行い、収入の確保に努めること。

c 保証人に対する催告を適切に行うこと。

d 入院時に保証人の要件について、患者へ十分説明するなど適切に行うこと。

a 退院時に医療費が確定し請求を行った者で、退院時に支払がない者については、事務処理要領に基づき、納入誓約書の徴取を適切に行いません。

b 滞納通知書による催告を適切に行いません。

c 保証人と滞納者の関係及び保証人の生活状況等を十分調査したうえで、保証人に対する催告を適切に行いません。

d 保証人の要件について入院時に患者に十分周知するとともに、北海道病院事業条例施行規則に基づ



<p>e 滞納者の資力等について、適切に確認を行うこと。</p> <p>f 延滞金の徴収に係る手続を、適切に行うこと。</p> <p>g 徴収停止の手続きを、適切に行うこと。</p> <p>h 分割納付を認める場合は、手続を適切に行うこと。</p> <p>i 督促後、相当の期間を経過してもなお納付されない場合は、実施要領に基づき即決和解や支払督促等の強制執行に向けた債権の整理について検討すること</p> <p>j 不納欠損の整理を適切に行うこと。</p> <p>(ウ) 徴収体制等について 《監査結果》</p> <p>a 徴収体制が整っていないもの 債権に係る現状分析や滞納整理方針の策定を行っておらず、組織的な徴収体制の整備について検討していないものがあつた。</p> <p>b 滞納整理に関する研修会等を開催していないもの 滞納整理に関する研修会等を定期的・継続的に開催していなかった。</p> <p>《改善意見》</p> <p>a 債権に係る現状分析や滞納整理方針の策定を行い、組織的な徴収体制の整備について検討すること。</p> <p>b 滞納整理事務担当者の事務処理要領や実施要領等に関する理解促進を目的とした定期的・継続的な研修会等の開催を検討すること。</p>	<p>き、原則、要件を具備した者を保証人とさせます。</p> <p>e 滞納者の状況を適切に調査し、その資力を把握します。</p> <p>f 事務処理要領に基づき延滞金を徴収するとともに、減免を行う場合は、要件の確認を適切に行いません。</p> <p>g 適切な調査を実施し、具体的な要件を確認した上で、徴収停止の決定を行いません。</p> <p>h 事務処理要領に基づき、分割納付の承認は、書面による申請により行いません。</p> <p>i 法的措置に要する費用や滞納者の資力の状況を調査し、強制執行等を実施した場合の効果を十分勘案した上で、法的措置の実施について検討します。</p> <p>j 滞納者に対する、時効の援用を適切に確認したうえで、不納欠損の整理を行います。</p> <p>a 「平成24年度個人医業等未収金の事務処理方針」に基づき、未納整理強化月間を定め、病院全体での取り組みを行いました。平成25年度以降も同様の取組を行う予定です。</p> <p>b 平成24年度開催の事務長会議で未収金回収の取組強化を周知したほか、実地出納検査において、各病院の担当に対して事務処理要領等の説明を行い、滞納整理の理解促進を図りました。今後も財務会計事務担当者会議や実地出納検査等の機会を利用して、滞納整理に関する理解の促進に努めます。</p>
<p>(20) 特定疾患医療費返還金 (ア) 債権について 《監査結果》</p> <p>a 調定を行っていないもの 履行延期の特約を承認し減額調定を行った債権については、分割納入計画に基づき再度、調定を行わなければならないが、これを行っていないものがあつた。</p> <p>《改善意見》</p> <p>a 履行延期の特約を承認し、減額調定を行った債権については、適期に調定を行うこと。</p> <p>(イ) 徴収について 《監査結果》</p> <p>a 督促を行っていないもの</p>	<p>a 履行延期の特約を承認し、減額調定を行った債権については、新たに分割納入計画を決定し、計画に基づき、適切に調定を行っています。</p>

督促については、時効中断の効果を有するほか、延滞金の発生要件とされているものであり、収入金を納期限までに完納しない場合には督促を行わなければならないが、これを行っていないものがあった。

- b 催告を適切に行っていないもの  
電話による催告のみを行い、文書や訪問催告などを行っていないものがあった。
- c 滞納者の状況等を把握していないもの  
滞納者の状況等を把握していないものや滞納者の相続人に係る調査を行っていないものがあった。
- d 延滞金を徴収していないもの  
督促の期限を経過して納付されるときは、徴収条例の規定に基づき延滞金を徴収することとなるが、徴収していないものがあった。

《改善意見》

- a 督促については、徴収条例の規定に基づき適切な事務処理を行うこと。
- b 催告については、文書や訪問催告などを行うこと。
- c 滞納者の状況等や相続人に係る調査を行い状況を把握すること。
- d 延滞金については、徴収条例の規定に基づき適切な事務処理を行うこと。

(ウ) 徴収体制等について

《監査結果》

- a 滞納整理方針等を策定していないものなど  
個別の滞納状況の把握や滞納整理方針の策定など収入未済額を解消するための取組がなされていなかった。

《改善意見》

- a 滞納整理方針の策定など収入未済額の解消に向けた取組を行うこと。

- a 督促については、徴収条例の規定に基づき、適切に行っています。
- b 文書による催告のほか、必要に応じ、電話や訪問による催告を行うこととしました。
- c 必要に応じ調査を実施するなど、滞納者の状況把握に努めることとしました。
- d 延滞金については、徴収条例の規定に基づき、発生状況を整理し、適切な事務処理に努めています。

- a 債権管理簿によるチェック体制を強化するとともに、収入未済額を解消するため、徴収事務マニュアルを作成することとしました。

監 査 対 象 部 局

総務部、環境生活部、保健福祉部、経済部、農政部、水産林務部、建設部、出納局、教育庁、警察本部、各総合振興局・振興局及び出先機関等

なお、総務部及び出納局においては、貸付事務等を所管していないことから平成18年度に実施した行政監査の結果により講じた是正措置に係る監査のみを行った。

実地監査を行った出先機関等については、次のとおりである。

(保健福祉部関係) 衛生学院、江差病院、北見病院、羽幌病院、苫小牧病院、  
緑ヶ丘病院、向陽ヶ丘病院、子ども総合医療・療育センター

(教育庁関係) 各教育局のほか、各教育局管内の高等学校は次のとおり  
(空知管内) 夕張高等学校、美唄工業高等学校、三笠高等学校、滝川高等学校、  
深川東高等学校、深川西高等学校、南幌高等学校、栗山高等学校  
(石狩管内) 札幌工業高等学校、札幌厚別高等学校、札幌白陵高等学校、  
北広島西高等学校  
(後志管内) 岩内高等学校、仁木商業高等学校、余市紅志高等学校  
(胆振管内) 室蘭工業高等学校、苫小牧工業高等学校、追分高等学校、  
(日高管内) 富川高等学校、静内農業高等学校  
(渡島管内) 函館工業高等学校、上磯高等学校、七飯高等学校、森高等学校、  
長万部高等学校  
(上川管内) 富良野高等学校、富良野緑峰高等学校  
(オホーツク管内) 留辺蘂高等学校、網走桂陽高等学校、美幌高等学校、訓子府高等学校  
女満別高等学校  
(釧路管内) 釧路東高等学校、厚岸翔洋高等学校、白糠高等学校

\*なお、上記以外の高等学校については、収入未済額等に係る関係書類の提出を求めている。

(警察関係) 函館方面本部、旭川方面本部、釧路方面本部、北見方面本部